

田中啓文著

貨幣の話



財團法人
社會教育協會

貨幣の話

錢幣館
田中啓文



民衆文庫
第百五篇

財團法人
社會敎育協會

目次

貨幣の話

錢幣館　田中啓文

一、明治以後の貨幣

創造當時の概況

我々が現在行使してゐる貨幣は明治維新に泰西文明移入の際、西洋式に考案創造されたものである。

維新當時使はれてゐた貨幣は

金貨幣　大判、小判、二分、一分、二朱等
銀貨幣　丁銀、豆板銀、一分銀、一朱銀
銅　錢　天保百文錢、寛永四文錢、文久四文錢、寛永一文錢

精鐵錢　寛永四文錢、同一文錢（精鐵錢は俗に銑錢、鍋錢、又ビタ錢ともいはれた）等の貨幣が德川時代そのままに行使され、又各藩には夫々藩札や領內限りの錢があり、その上明治新政府の太政官札が發行されて居り、又外國銀貨も通用を許されてゐるといふ譯で、その種類は實に夥しいものであつた。是等の貨幣の中で商取引に主として使はれたのは、二分金と一分銀とであるが、夫等には品質の劣つたものが多數混じてゐた。その劣惡な貨幣の中には新政府が江戸及び大阪の貨幣司で造らしたものが大分を占めてゐたのである。且つ是より以前幕府の威力の衰退に乘じて、會津、仙臺、金澤、廣島、福岡、鹿兒島等の大藩で既に是等の贋造貨幣を造つてゐた事は公然の祕密であつたし、外國からも僞造貨幣が私かに入り込んでゐた。明治政府でもこの劣惡な貨幣を政府自身が造つてゐた關係上取り除く事が出來ず、「惡金」と云ふ名稱を附して公然と認めてゐたのである。

斯くの如く貨幣の種類の多い上贋造貨幣迄が盛んに橫行してゐる始末であるから市場の取引は非常に妨げられたし、又金銀銅が各々本位を爲してゐて換算の手數、各々

價の稱へ方の相異等今日吾々の想像以上錯雜を極めてゐたものである。まして外國人にはその區別が容易でなく一層の苦痛であるため、各國の公使領事から貨幣統一に就て屢々建議があつた。政府に於ても貨幣の紛雜は貿易の發展に大なる障害たるのみならず、海外に比しては我國人の金銀に就ての知識の乏しきため外國人に利を食はれ、我金銀貨を買集め外國人に賣渡す奸商が續出し、その移出多額に上り、荏苒日を送れば巨多な國損の恐るべきものあるに依り、明治政府としては維新創業の際、内外多事なるにも拘はらず、斷然貨幣を改鑄する事になつたのである。

横濱の東洋銀行の調査に依れば、明治二年正月の一ヶ月間丈で横濱港より海外に輸出された一分銀は貳百萬枚（五拾萬兩）との事である。

其後貨幣制度を改正し我造幣局に於て發行した金銀貨も、海外に於ける比價と尙權衡の當を得なかつたため、明治四年より十七年迄に新鑄の金貨、其鑄造發行高五千五百拾餘萬圓の中四千參百餘萬圓、又銀貨も發行額四千八百八拾餘萬圓の中壹千九百四拾餘萬圓は海外に流出した。尙明治五年より同十七年迄の我海關を出入した金銀は

輸入　四千二百九十三萬六千餘圓
輸出　一億千二百四十五萬圓
差引輸出超過　六千九百五十餘萬圓
といふ夥しい數字に上つてゐる。

造幣局の創立と貨幣鑄造

慶應四年（明治元年）二月參與兼會計事務掛三岡八郎、小原仁兵衛に寶貨改鑄を命じ、久世治作に其取調べの事務を擔當させ、京都二條の金座中に貨幣分析所を設け、四月には會計官中に貨幣司を置いたが、百事草創の際財政が意の如くならぬので、前述の劣位な金銀貨や天保百文錢を鑄造したに過ぎなかつた。

其年の四月に貨幣改鑄の議が決した時、丁度英國政府が東洋貿易の爲め設けてゐた香港造幣局を都合上廢局する事になつてゐたので其器械を英商ガラバの手を經て六萬弗で買入れる事になつた。そこで大阪川崎村の舊幕府米廩の址に今の造幣局を建築す

る事になり、英人ウォートルスをして工場を築造させてゐる中途火災其他の故障から手間取れ同年の秋に漸く落成した。此總費用に九十五萬五千二百圓を要したとの事である。

此の貨幣改鑄は斷然舊制を改め、造幣局の新設と共に洋式の鑄造法を採用する爲めに東洋銀行に依賴し、英人ウヰリアム・キンドル（元香港造幣局々長）を造幣首長としてその他十數人の外人と共に雇聘する事となり、明治八年の滿期迄其職に就かせてゐたのである。

政府では洋式貨幣に改鑄する事になつたが、形や價位は昔のままに、兩・分・朱を用ゐる筈だつた。併し參與大隈八太郎（重信）及造幣判事久世治作の建議に基き、形狀は丸くし、價位は十進法とする事に決定し、貨幣の本位に就ては東洋諸國が皆銀本位であるから我國も之に倣つて銀本位としたが、財政講究の爲め渡米中の大藏少輔伊藤博文から明治三年十二月近世歐米の情勢に鑑み金本位制に爲すべき意見を寄せて來たので、大藏卿は其の意見を採り金本位制にすべき議を太政官に稟申し其允許を得

て四年五月十日新貨條例を布告し

本位金貨　二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓

補助銀貨　五十錢、二十錢、十錢、五錢

補助銅貨　一錢、半錢、一厘

の十二種とこの外各開港場貿易便利の爲め別に一圓銀貨を發行した。一圓銀貨は貿易銀と稱し貿易の取引か外國人の納税の外は一般には通用出來ぬものである。（布告は四年に出たが、金銀銅貨、貿易銀等三年記年の極印を以て鑄造されてゐる）

圓の典據と圖案の根據

我國古來からの價名は、兩・分・朱又は錢何貫何文といつて居り「圓」といふ名稱はなかつた。是は香港造幣局の制を範としたもので、その實證は同局で發行した銀貨が裏面中央に漢字で香港壹圓と記されてゐるのでよくわかる。我國で新貨條例により發行した貿易一圓銀は、質、量、徑共に全く香港壹圓銀と同じで、三年十二月の伊藤博文の意見書を見ても「我が國の銀貨幣の制法は（制度法律）香港に於て英國政府の

適用した制法に基けり」と書かれてあり、圓といふ基準價位は香港壹圓銀貨より採用



（表）　香港銀貨　（裏）

された事は明白である。

我が金銀銅貨幣及貿易銀は圖案に於ても、價位、記年等の方式は全く香港銀と同じといへる。唯表面女皇の像の代りに龍が附けられてゐるのは、我邦では天皇陛下の御尊像を顯はす事が如何にも畏れ多い事と且つ萬世一系であるので古來天皇を奉頌するに龍を以てしたからなのである。

右の理由から明治三十年の貨幣法制定以前の貨幣及び貿易銀では龍の圖の附いてゐる方が必らず表面で一圓、五十錢、二錢等と大きく書かれてゐても夫は裏なのである。

又一厘銅貨や明治二十二年より發行された白銅貨には龍の圖はないが、是等には菊花御紋章があり、その御紋章の方が表面なので我國民の皇室の御稜威を仰ぐ思想が嚴然として認められる。

猶ほこの新貨の鑄造に就て、當事者が最も苦心したのは、其品位及び金と銀との雙方眞價の比率竝に其種類區別の定め方で、是等の件に關しては百方研究して定めたものである。

貨幣の變遷

最初發行の貨幣にはアラビヤ文字ローマ字等はなかつたが明治六年の改正で、銀銅貨、貿易銀にはアラビヤ文字及びローマ字でその價位を表はした。是は貿易を奬勵し、外國人との取引を增大し、授受の圓滑を計る爲めである。

次いで舊制の古金銀及び明治政府製造の二分金、一分銀等は明治十年十二月を以て新貨と引替を停止された。明治十一年には貿易一圓銀が內地諸稅納方をはじめ其他公私一般の拂方にも其高の制限なく用ゐられる事となつた爲め玆に於て金銀兩本位制の觀を呈し、後ち十九年より日本銀行に於て紙幣と兌換さるるに至り全く純然たる金銀兩本位制が確立されたのである。

天保百文錢は明治四年の新貨條例によつて八厘通用と定められ、二十四年十二月限通用を禁じられた。

人に嫌忌されてゐた鐵錢は明治六年に鑄潰してもよい事になつた爲め知らず〳〵の内に通用出來ないものの樣一般から考へられ遂に自然消滅して仕舞ひ、三十年の貨幣法に依つて判然と禁止される事になつたが、この政策は明治政府にとつて實に大なる功績といへる。

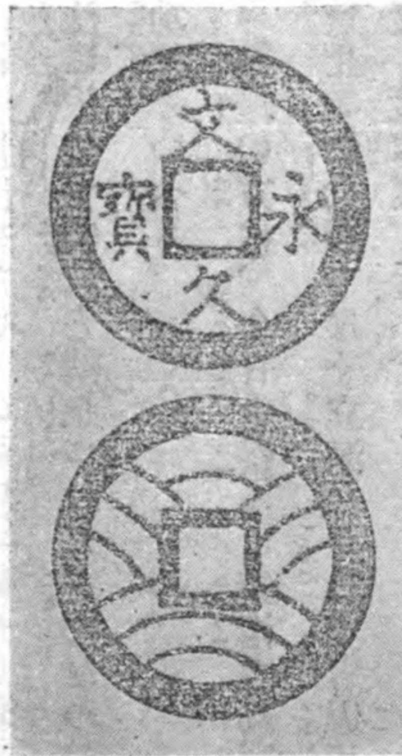
銅錢の方は、今日も盛んに鑄潰され廢貨同樣の取扱ひを受けてゐるがその實通用を禁止された譯でなく立派に今日でも通用貨幣なのである。この銅錢は前述の通り寛永錢、文久錢の事を指したものであるが、明治十年からは他の穴明一文錢も同樣に取扱はれる事となつたのである。（世間で一般に古錢と呼ばれる一文錢全部）

扨て此處で民間でよく用ゐられる錢の呼び聲に十錢の事を一貫、二十五錢の事を一分といふ事や疋と呼ばれる事に就て不審がる人が多いから、一寸解說して見る。

明治四年五月の布告に依つて



寛永通寶表裏



文久永寶表裏

天保百文錢	新貨	八厘
銅寛永四文錢	同	二厘
銅文久四文錢	同	一厘五毛
銅寛永一文錢	同	一厘
精鐵四文錢(八枚)	同	一厘
精鐵一文錢(十六枚)	同	一厘

と定められたが、一般人民は明治初年に

天下一般錢相場金壹兩に付拾貫文に御定
相成候間此旨相達候事

とあつた布告が頭に泌みこんで兩が圓となつても同じ様に思ひ、一圓は十貫文、十錢は一貫、一錢は百、一厘(即ち銅寛永一文錢)は十文と稱へる様になつた。又一兩は四分であるから一圓の四分の一即ち二十五錢を一分と呼んだのである。

次に今でも舊慣による儀禮の場合には疋といふ名稱を使つてゐるが、之は昔から一疋は十文で金壹兩を四貫文(四千文)と定め即ち金壹兩は四百疋故一分は百疋であるから、四進法であつた兩が十進法の圓となつても、兩、圓を同じに取扱つて一圓が四百疋——二十五錢が百疋——一疋が二厘五毛といふ勘定になる。それ故金千疋と書いてある包なら二圓五十錢入つてゐるといふ事になるのである。





寛永一文錢表裏

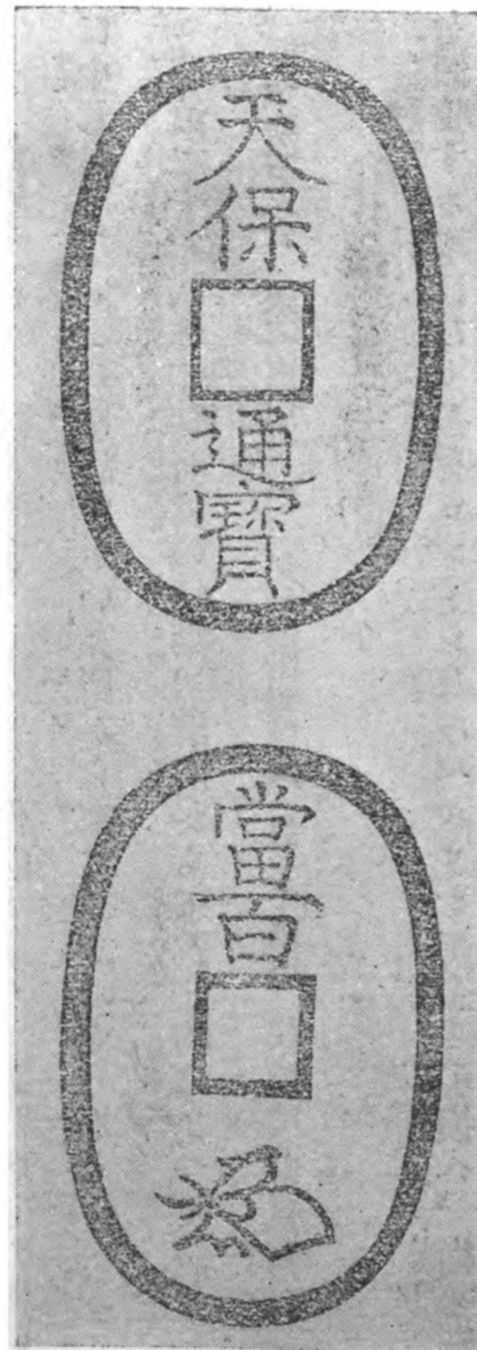
私共の幼少時代、少し頭の足りない者を天保錢といつてあだ名したものだが、是も一錢に少し足りない(八厘故)といふ所から來てゐるのである。

明治二十七八年の日淸役の結果、淸國から下關條約によつて

軍費賠償金　銀二億萬兩　奉天半島還附報償金　銀三千萬兩　威海衞守備費償却金　銀二百萬兩

合計　銀二億三千二百萬兩

を領收する事になり是をロンドン及びベルリンで金と引換へ、從來懸案とされながら



天保通寳表裏

莫大な準備金を要するので逡巡してゐた金本位制を斷然施行する運びに立到り、遂に幣制改革が行はれるに至つた。

即ち明治三十年五月貨幣法を制定し、從來の金の比價を倍位に上ぼせたのである。これは今日の言葉で云へば、金の平價を切下げた事で、同時に貨幣の圖案も改正され、そして金本位制となり一圓銀貨は廢止されて市場から影を沒した。

この改正で金貨の圖案から龍圖が取去られ、銀銅貨の龍圖を裏と定めた事は、日清役の際清國の軍旗に龍の圖が用ゐられてあつたため一般國民が龍圖に對して敵愾心や侮蔑などの風潮のためであらうが、維新當時制定した圖案の精神を沒却したものであ

る。そして貨幣は價位ある方を全部表と一定された事は世の思想が物質的に傾いたのが窺はれ、又五錢の白銅と一錢銅貨に稲の結んだ圖が畫かれたのは瑞穂の國で農業立國を强調してゐる事が顯はれてゐる。

明治三十九年に改正された銀貨の裏面に旭日と櫻花が圖案されたのは、日淸の役、義和團、日露の役と引續いた武威が世界に輝やき日本魂と武士道とが顯揚されたものである。

大正五年に白銅貨と銅貨が圖案が改正して發行された。五錢白銅の中央に孔が穿たれたが、是は初めての事で特に世人に注目されたと思ふ。大正九年に十錢銀貨が廢止され、新たに五錢白銅と同圖案の十錢白銅貨が生れた。そして同時に五錢白銅貨は量目を減少し縮小されたのである。

次いで大正十一年には五十錢銀貨の量目が減少され小形となり、圖案も改められ發行された。是が現行のものである。

昭和八年からこの五錢、十錢の白銅貨が改正され純ニッケル貨幣が代つて發行され

るに到つたが、それは一面非常時を物語るものである。

大正五年以後、改正發行された銀銅貨の圖案が美術的になり、我國體、精神的の圖案が閑却されてゐるのは世想の一端が窺知され、特に注目に價すると考へるのである。

さて現在行使されてゐる貨幣は、

大正十一年に改正された　五十錢銀貨

大正五年に改正された　一錢、五厘銅貨

大正九年に改正された　十錢、五錢白銅貨

昭和八年より發行された　十錢、五錢ニッケル貨

で、其他は政府に於て引揚げつつある爲め、殆んど市場に見えなくなつてゐる。五錢、十錢白銅貨も順次ニッケル貨と引換へられつつあるから、數年後には是又姿を消す事とならう。

雜話

壹圓銀貨は明治三十年貨幣法制定により同三十一年四月一日限り其通用を禁止され、同年七月末日限り引換を停止された。この一圓銀貨の急速なる引揚げのため今迄

この一圓銀貨を主として行使してゐた朝鮮、臺灣等では差支へを生じたので、引揚げた一圓銀貨に極印を打つて從前通り流通させる事となし、尙朝鮮、臺灣等の外、威海衞香港等へも廻送された。世間で時折見受ける圓銀の內に徑一分五厘の丸形中「銀」字ある極印の打たれてゐるのがそれである。

それから、一圓銀貨は明治三十年以後は貨幣法により發行されてゐない筈であるのに、三十年以後の年號の附いた一圓銀貨が可なり多く散在してゐる。是は勿論我が國の法貨ではない。國外（支那、朝鮮等）に軍隊が派遣された時、戰地に於て軍隊が行使する爲め特に造られたもので、其貨幣面の年號によつて夫々の事件を思ひ起す事が出來る。例へば、

明治三十七年のものは日露戰役、大正三年のものは靑島に於ける日獨戰爭の時のものである。それを知つてこの圓銀を眺めれば、其處に又別な感慨を呼ぶ事と思ふ。

明治の貨幣の中にも高價で賣買されるものがある事は、時折聞き及ばれる事であらう。是は明治の貨幣を蒐集する人が珍稀な貨幣を入手せんが爲めに高價に吊上げたも

ので、これは如何なるものであるかといへば、見本の爲め試鑄されたものが稀に民間に現はれたものとか、或は又貨幣を造らなかつた年に外國の博覽會に出品の爲め出品するだけ極く少數造つたものなどである。この博覽會出品のものは如何に少數でも形式は大藏省に於て發行した事になつてゐるから年號順に揃へてゐる蒐集家は相當の犧牲を拂つても蒐めたくなる。

少數發行のものの中今一例を擧げて見よう。

二十圓金貨	明治十年	二十九枚	明治十三年	百三枚
十圓金貨	同	三十六枚	同	百三十六枚
二圓金貨	同	百七十八枚	同	八十七枚
一圓金貨	同九年	百三十八枚	同	百十二枚
五十錢銀貨	同十年	九十五枚	同	百七十九枚

二十錢銀貨	明治十三年	九十六枚
十錢銀貨	同	七十七枚
五錢銀貨	同	七十九枚
一厘銅貨	同	八百十枚

是等の貨幣は眞に珍らしいもので非常に珍重されてゐる。又記錄上多數發行されてゐる年の貨幣に存外少いものもある。尤も貨幣の記年はその年の一月一日より十二月末日迄に造られたもの全部にその年を記されるが、造幣局のすべての記錄は四月よ

り翌年三月迄を年度としてゐるから貨幣の記年と一致してゐない爲め、貨幣面にある記年の枚數を實際に調べる事は仲々困難である。

最近の貨幣の中では大正七年の五十錢銀貨が珍奇で數百圓の高値を稱へられてゐる。この五十錢銀貨は一千二百萬圓も作られ日本銀行へ引渡されたものであるが、市場には一枚も出さず、其儘造幣局に引戻され鑄潰されたもので、本來民間に出る筈はないのに如何なる譯か是が少數市場に散らばり、蒐集家の珍重する所となつてゐる珍貨なのである。

この五十錢が市場に出されなかつたのは、歐洲戰爭の影響で銀が急激に大暴騰し、發行しても或は鑄潰される懸念があつた爲めであつて、それに代るべく少額紙幣の發行となつたのである。そして大正十一年となり將來を顧慮し倫敦銀塊相場一オンスに付き百片を最高價の標準 卽ち百片を所謂鑄潰點として品位量目を下げて發行されたのが今日の五十錢銀貨である。

大正七年の五十錢と現在のとは區別が甚だ容易である。圖案は大體に於て同じであ





るが裏の旭日の中央に八咫烏が配されてゐるのと 50SEN の文字があるのが特異な點で、品位の高下は見た所わからないが、現在のものより大形で目方も亦重い爲め直ぐに區別出來る。(現在の五十錢銀貨に 50SEN の文字がないのは諸外國の例に見ても外國文字が貨幣に使はれてゐるのは屬領か保護國に限られてゐる理由で取除かれたのである。)

こんな具合に貨幣の年號を揃へる趣味家が高價を以て希望する結果、奸商が巧妙に改竄した贋物が出來てゐる。例へば前述の通り明治十三年の五十錢銀貨が少ないので、存在の多い十八年のものを持つて來て八の字を巧に三の字に直す。卽ち八字を削り取り銀蠟を盛り上げて三の字を彫り出し十三年の記號にしたといふ樣な譯である。その中には擴大鏡を以てしても容易に看破する事が出來ない程巧緻を極めた變造品が出來てゐる。

外國では記念貨幣の發行がよくある。例へばモンローの百年記念とか、ツエッペリ

ンの世界一周記念、ラインの撤兵記念などいふものが出來てゐる。その事柄を記念し或は表頌し、且之が純益金を以て或は有意義な事業を助けるとか、興すとかするなら ば誠に一擧兩得である。獨逸の一九二九年の記念貨幣は表の中央に柏の大木が根を張つて繁茂してゐるが、尖端に三本の枯枝がある。是は世界大戰によつてアルサス、ローレン、オスタリーの三州を失つた事を表はしてゐるとの事である。是を見た獨逸國民は奮起してこの枯枝に葉を繁らせるべく努力するは必然の事で斯かる方面に迄貨幣を利用する獨逸人の反撥力が戰後僅か十餘年にして隣邦をして恐れしむる力を復舊したのだと思ふ。今後我國に於ても何等かの機會に斯ういふ記念貨幣を發行して、圖案の善用により所期の目的を達成する爲めに新に法の制定を圖られたいものである。

二、明治以前の貨幣

皇朝錢時代

明治以前の貨幣に就て御話するには先づ遡つて我國の貨幣の起原から說き起さね

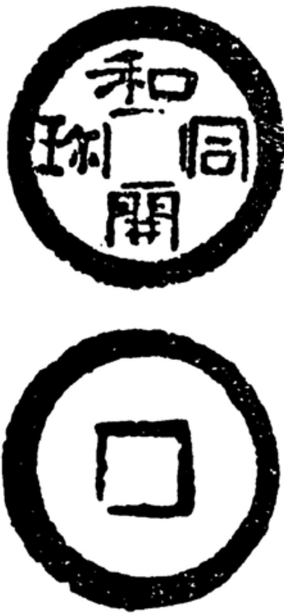
ばならない。

第十八代反正天皇の御宇に金銀銅の三錢が行はれたといふ事が文獻に見えた最初であるが、これは信ずるに足らぬ妄斷である。次に第二十三代顯宗天皇の二年に銀錢が行はれたと云ふ記事が日本書紀に出てゐるが、この文は支那後漢明帝の永平二年紀にあるのと全く同じもので、この美文を轉籍し歴史を飾つたものであるとの說が當を得てゐる。云ふ迄もなく此文に該當する實證の何ものもない。

第三十三代推古天皇時代からは支那との交通漸く繁くなり、其の文化が我國に移入される樣になつた時、隋朝の五銖錢や唐朝の開通元寶錢などが行使され、一般に便益を與へてゐる實際を見て來た歸朝者が、それを眞似て錢を造つたであらうと推定される。

第四十代天武天皇白鳳十二年に

夏四月戊午朔壬申詔曰自レ今以後、必用二銅錢一莫レ用二銀錢一、乙亥詔曰用レ銀莫レ止（日本書紀）



此の詔勅にある銀錢、銅錢といふのは「和同開珎」錢、で是が日本最初の貨幣である。

一般に第四十三代元明天皇の

和銅元年五月壬寅（十一日）始行㆓銀錢㆒又七月丙辰（二十六日）令㆔近江國鑄㆓銅錢㆒

とあるのを以て我國鑄錢の嚆矢とし和同開珎を之に當ててゐるが、是は元明天皇御即位の翌年（慶雲五年）

和銅元年春正月乙巳武藏國秩父郡獻和銅、詔曰中略故改㆓慶雲五年㆒而和銅元年爲而御世年號止定賜云々（續日本紀）

とあり年號が和銅と改元されたのであつて、この和銅と錢銘の和同とを同一義と混同しての結果で、今日では考證の結果天武朝の時（紀元一三四四年頃）既に和同錢の行使のあつた事が有識者間に盛んに唱道され、其說が有力視されてゐる。

物價の狀態が五厘銅貨でさへ使用される機會がない位になつてゐる今日では、穴あきの一文錢は前述の如く廢貨と思はれたり、さなくとも一文錢かと馬鹿にされてゐる

が、元明天皇時代にはこの一文錢も仲々價値があつたもので、

元明天皇和銅四年五月

己未以二穀六升一當二錢一文一、令三百姓交關各得二其利一

とあつて今日一文錢の和銅開珎で穀（玄米）六升買へたのである。

併し此の時代に錢の通用されたのは、王城附近の五畿内ばかりで、一般に錢遣ひは普及されず、其の他の地方は矢張り物々交換を行つてゐたのである。

次に和同錢の銀錢は銅錢に對して何程位の價値があつたかと云へば第四十四代元正天皇養老五年正月

丙子令下天下百姓以二銀錢一一當中銅錢二十五上、以二銀一兩一當二一百錢一行二用之一（續日本紀）

とある。

和同開珎錢は製作の古朴なものと精美なものとに二大別されるが、前者を元明天皇以前のものとし、後者を以後のものとして取扱つてゐる。

第四十七代淳仁天皇天平寶字四年に金錢開基勝寶、銀錢太平元寶が鑄造されたと

史文に見えてゐるが、未だ實品に接しないから或は發行迄に至らずに終つたものかと思はれる。

和同錢以後

第四十七代	淳仁天皇天平寶字四年以後	萬年通寶	第五十六代	清和天皇貞觀元年以後	饒益神寶
第四十八代	稱德天皇天平神護元年以後	神功開寶	同	同　十二年以後	貞觀永寶
第五十代	桓武天皇延曆十五年以後	隆平永寶	第五十九代	宇多天皇寛平二年以後	寛平大寶
第五十二代	嵯峨天皇弘仁九年以後	富壽神寶	第六十代	醍醐天皇延喜七年以後	延喜通寶
第五十四代	仁明天皇承和二年以後	承和昌寶	第六十二代	村上天皇天德二年以後	乾元大寶
同	同　嘉祥二年以後	長年大寶			

が鑄造されてゐる。太平元寶、開基勝寶の二錢を除いて和同開珎より乾元大寶迄の錢を古錢家は皇朝十二錢と呼んでゐる。

是より後は鑄錢の事なく支那の通貨を日本に招來して我國の通貨として行使したのである。

鎌倉・桃山時代

北條足利時代になつて私かに鑄造されたと云ふ嶋錢と呼ぶ面文の書體の怪奇な一類があるが其の鑄造地方は未だ疑問で、確説がない。

應永年間より明の成祖の鑄た永樂通寶錢が夥しく移入され、此錢が甚だ精美で立派だつた爲めに我國人に好かれ、他の支那錢を排斥して盛んに行使された。後に我國の錢の樣に思はれる程になり、永錢何文など云ふ良い錢の異名と迄なつたのである。(古來田租を「穎」と云ひこの略字として「永」字を用ゆ、之と混讀する勿れ)

併しながら足利末戰國期に到り中心勢力の衰退と共に粗惡な鐚錢と呼ばれる私鑄錢が跋扈し初め、永樂錢も薄少な模鑄錢が作られる樣になつて來た。この鐚錢に就てはこれから爭事が絶えず起り夫に關する法令が種々出てゐるが、夫等は今省略する。

豐臣秀吉の鑄錢には面白く異つた類例がある。それは金銀の永樂通寶錢や銀の天正通寶、文祿通寶が鑄造された事である。是等の錢は通貨としてでなく賞與とする事が

主な目的で造られたのであつて、天正十五年の嶋津征伐同十八年の小田原征伐及び朝鮮の役等に武功の將士に賜はつたものである。

嶋津征伐出陣の有様は

關白殿朔日に出馬一定也…云々金子の料足紅の緒に繋ぎて一貫づつ五人脇掛に之を持たせられ、金銀を負ひたる馬十六匹云々（多門院日記）

又小田原征伐の有様は

吹貫旗百五十本、小旗數ふるに遑あらず、黄金三百枚宛を駄する馬十四、一人毎に金錢一貫を頸に掛けしむるもの五人…云々（嶋津久保譜）





とあつて賞賜用とした事は明確となつてゐる（他に支那錢と同じ面文ある金銀錢が存在してゐるが、是等の中には朝鮮役の戰利品卽ち朝鮮鑄のものではないかと考へられるものがある）

かくて秀吉天下統一後社會は漸く通貨の必要に迫られて來たのである。

徳川時代

天下の實權が家康の手に移つて慶長六年金銀の制を定められたが、錢に就ては僅かに慶長年間の慶長通寶と元和年間の元和通寶があるのみである。而も是等は極めて少額の鑄造で國内一般の需要を滿たすに足らなかつたと思はれる。その爲め海外貿易に接觸ある長門、九州地方ではその必要に迫られ私鑄されたものが少なくない。

三代將軍家光の寛永の初め先づ水戸に寛永通寶の鑄造を許可したが、天下泰平となつて追々文化の進歩に伴ひ、經濟社會の發達から益々錢の不足を告げるに到つたので、同十三年天海僧正の建議により江戶、坂本の二ケ所に鑄錢を命じ、翌十四年には水戶、仙臺、高田、松本、吉田、岡山、長門、竹田の八ケ所に命じ大々的に寛永錢を鑄造して需要を滿たす一方、この寛永錢以外の今迄通用してゐた渡來錢の使用を禁止し通貨統一を圖つたのである。

是より以後は各所に於て年號は何と變つても明治の初め迄二三の異例の外寛永通寶と云ふ面文で鑄造されたから此の寛永錢の種類は非常に澤山ある。

寶永五年四月から寶永通寶といふ當十錢（一文錢の十倍）が發行されたが、世人から嫌はれて僅か一年足らず、翌六年正月に通用を禁止されて了つた。

元文年間になつて金銀に對する比價から錢に初めて鐵錢が鑄造される樣になつた。以後各所に於て鐵錢が鑄られて居るが、銅錢も依然として鑄造されてゐる。

明和五年五月から表は寛永通寶で裏に波形のある眞鍮質の當四錢（一文錢の四倍、明治となり二厘通用）が發行された。この波形ははじめ二十一あつて二十一波と呼ばれて居るが、翌年には十一に數を減らされたのである。

天保六年十一月から楕圓形で穿のある天保通寶が發行されてゐる。是は裏に當百とある如く一文錢の百倍に當る錢であるが、（明治となつて八厘通用）目方は五匁五分で一文錢の五六倍に過ぎないから非常に利益があるので、各藩に於てもこの天保錢の私鑄が盛んに行はれた。此の四文錢や百文錢は幕府の經濟上から考案されたもので、政

府の赤字は是によつて一時救はれてゐる。

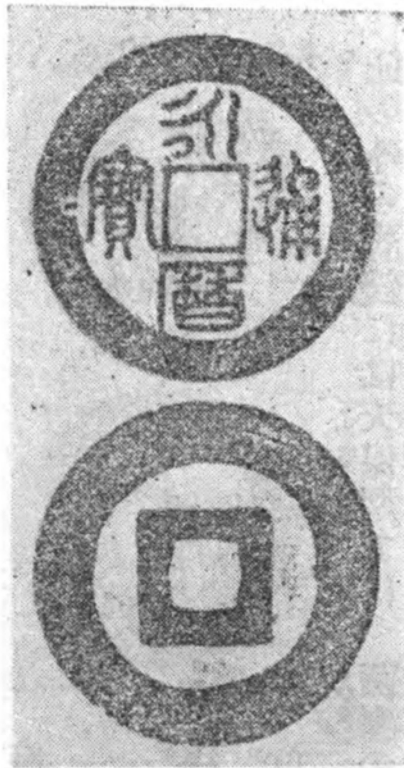
萬延年間から當四錢にも亦鐵錢が鑄造されるに到つた。又文久三年から文久永寶といふ當四錢が出來てゐる。勿論これにも裏に波形があり（明治となり一厘五毛通用）この面文は小笠原圖書頭長行、板倉周防守勝靜、松平越中守慶永の筆になつたものである。

是等の錢は金座、銀座で造られたものや請負の座、或は藩で許可を得て鑄造したものであるが、其外私かに鑄造したものも非常に多くある。世間では往々錢は銅座で鑄たと說く人があるが、之はひどい間違ひで銅座に於ては決して錢を鑄られてゐないのであつて、この銅座とは今日で云ふと銅の專賣局の如きものである。

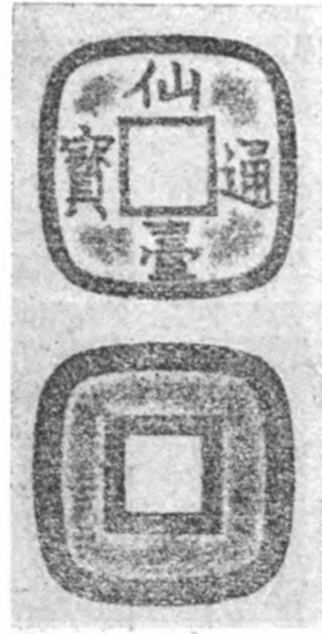
寛永錢は永い間鑄られその種類は非常に多いと前に述べたが、その爲めにその區別は仲々容易でない。その中背に記號のあるものはそれに依つて大體鑄造地が判るが、之のないものは書體とか銅貨、手法等を基として鑑別されるのであるから、古錢家の中でも初心者には區別がつき難いものである。

各地錢

前章に擧げたものは主として請負座か藩鑄のものであるが、藩鑄品の中には寛永通寶と云ふ面文を用ゐないものや形體を異にした錢が澤山出來てゐる。



萬治年間、長崎で貿易用に鑄造した錢は支那宋代の錢文を使用してゐるが、支那錢とは書體が全然異つてゐる。是は幕府に於て猥りに寛永通寶の面文を用ゐる事を許さなかつた爲めである。丁度その頃明末の忠臣鄭成功が軍備のため幕府に應援を依賴して來てゐる。これは幕府に於て應じなかつたが、もしこの時この申出を承知し援助を惜しまなかつたとしたら當時の東洋史は如何なる變化を見せた事か、何とはなしに惜しい樣な氣がする。鄭成功は國姓爺合戰で有名なものである。前記の次第で公けではないが、長崎の鑄錢場に於てその時永曆通寶といふ明





錢の錢銘の錢が鑄られてゐる。これはこの鄭成功の時のものと認められる。

天明四年仙臺で藩內通用として仙臺通寶といふ鐵錢が鑄造されて居る。これは我國始めての撫角の錢である。

安政三年箱館で發行された箱館通寶といふ鐵錢は、普通の丸形であるが、穿が「丸」と「八角」の二種あつて獨創のものと云へる。

此の外の藩錢には天保型では、薩摩の琉球通寶、筑前の筑前通寶、土佐の土佐通寶及土佐官券、金澤の加越能通用、盛岡の盛岡銅山があり、異形のものでは秋田の無孔丸形波紋の當百錢、鍔形で鳳凰と八卦の圖ある當百錢、長方形圓孔の銅山至寶、仙臺領細倉銅山の細倉當百とある鉛錢、米澤の價二百とある楕圓と四角の二種ある鉛錢、水戸で鑄られた「虎の圖と富國强兵」とあるのと「大黑の圖と壽比南山」とある錢な

どがある。是等の錢は皆文久以後に鑄造されたもので、此の中には實際藩內行使の目的のものもあるが、仲には鑄錢の許可を得る丈の目的で、其の實は天保錢等有利な僞鑄をなす爲めにした見本に過ぎぬものもある。この見本の爲めに造られたと思はれるものの中には今日存在甚だ稀少で高價に賣買されてゐるものがある。

錢相場

錢が金銀に對して何の位の價値であつたと云ふ事は其時代と金銀の比價及物價等と相對關係が複雜で、一定して居なかつたが、慶長の初めは金壹兩に對し精錢一貫文、鐚錢四貫文といふ相場であつた。併し德川期は大體「四貫相場に米八斗」と云つて、金壹兩に錢四貫文換、米は八斗といふ相場を以て、經世の標準にして居り、その何れかゞ高低を生ずれば其處に經濟界は平衡を失ふのであつて、例へば米が下落すれば武士と農民が生活の脅威を受け、錢が下落すれば諸職人が難儀を蒙るのであつたから爲政者は金銀錢米のバランスを採る事に手腕を要したのである。

元祿以後は幕府の經濟上金銀を段々粗惡なものとしたから、錢も從つて粗惡輕少となり、銅錢の外に精鐵錢が出來たり、又當四錢當百錢といふ不當價値を持つ錢迄出來る樣になり金銀に比して錢の方が多分に粗惡となつた爲め四貫相場が四貫五百となり五貫となつて幕末には六貫にも下落した。法華宗徒が太鼓を打ちならし之に和して「一貫三百ドウデもよい」と云ふのは此の錢相場の下落を痛罵したものである。

錢の鑄造法

錢の造り方は國と時代に依つて種々變化して居り、玆に說き盡せない。今日の貨幣は所用の地金を上下（表裏）の極印を以て壓印して造るのであるが、徳川期の寬永錢の造り方は先づ第一に原型となる錢を彫り上げ、（是を彫母錢と云ふ）是を二つの砂の型の間に挾んで砂に凹形を作り、それに錫を鑄込んで「錫母錢」を造り、此度は錫母錢を用ゐて前と同じ手法で銅を以て「銅母錢」を鑄造し、最後にこの銅母錢（單に母錢、型錢又は種錢と云ふ）を用ゐて同樣の手法で通用の銅錢或は鐵錢を鑄出すのであ

る。勿論鑄物であるから周圍や穴の中及び兩面は鑢や砥石を以て磨り仕上げをしてある。この種錢は何枚と勘定し職工に渡され一枚の紛失にも嚴重な處罰を受けた。

雜話

寛永錢を發行するに就ての錢制は支那唐の高祖の錢制を採用したのであるから、錢の重さを一錢即ち一匁とし直徑一寸（唐尺の一寸故今日の曲尺八分）と定められた。それで寛永通寳の初期のものは右の規則を標準としてゐるが、元祿頃より錢制が亂れ輕量薄少となつて仕舞つた。是は柳澤、田沼等の爲政者によつてなされたものである。今日足袋の文數はこの一文錢から出たので、一文八分と知つて居ればその長さは容易にわかる譯である。

寛文八年から江戸龜戸で鑄た錢の裏に「文」の字があるので世人は之を文錢と唱へ、此錢で指輪、煙管等身に附けるものを造り所持して居れば、病難、危難を除けると云ふ迷信がある。是は秀賴の造つた京都方廣寺の大佛を取り毀した銅を材料として

鑄られた錢だから、佛體が我身を守つて下さると云ふ所から出た迷信である。
世間には今でも大黑、蛭子、七福神、駒引、念佛、題目等の錢をよく見受ける。かういふ品は一般に繪錢と稱されてゐて民間好事者に賣る爲めとか、迷信等の目的から造られたもので、決して通貨ではない。併し昔は大ざつぱから通貨と殆んど同形同量のものは通貨と一緒に授受して平氣でゐたものである。まして緡に百文も刺されて居ては、夫を受取る時一文〳〵改めたりして居られぬから此の繪錢どころか煙管の雁首のもげたものを打平めたものや鋲の座等迄混じて居る事がある。
それから穴一錢と云ふ分厚なそして粗雜な繪錢は、穴一と云ふ子供の遊戲用として出來たものである。又鏡屋錢と云つて役者の紋の繪などを畫いてある丸穴のものも亦兒戲に供されたもので、共に今日のメンコの前身である。

（終）

附記　以上は本邦通貨の中硬貨に就ての略述に過ぎない。故に我が國今日迄の經濟史的關係を認識するには甚だ不充分であるから、他日の機會に於て明治以前の金銀貨幣、紙幣類及び本邦貨幣の源流たる支那貨幣に就て一般的記述をしたいと思つてゐる。

昭和十年十月廿五日印刷
昭和十年十一月一日發行

定價金十錢
送料二錢

貨幣の話

不許複製

著者 田中啓文

編輯兼發行者 社會教育協會代表理事 小松謙助

印刷者 堀修造 東京市牛込區榎町七番地

大日本印刷株式會社榎町工場

發行所
東京市小石川區白山御殿町一二七
財團法人 社會教育協會
電話小石川七五〇九番
振替口座東京二一一八三番

同志を求む

廣く同志を求む。本會はどなたでも社會教育に關心をもつ人々の入會を歡迎いたします。

入會者は書面又はハガキに住所・氏名・業務及年月日を書き調印の上御差出し下さい。

□特典

會員には機關紙社會教育新報(月二回)及び社會教育パンフレット(月二回)婦人講座(月一回)民衆文庫(月一回)を無代送本いたします。又講演講習展覽會等の斡旋及び各種相談調査の御依頼にも應じます。御遠慮なく御利用を願ひます

□會費

一ケ月五十錢、半年參圓、一年六圓、すべて前金のこと。御入會の際半年分以上御拂込を願ひます。御送金は本會振替口座二一八三番へ御拂込下されば最も確實であります。

◇――――◇

役員

會長	法學博士 男爵	阪谷芳郎
理事長	法學博士 男爵	穗積重遠
常務理事		小松謙助
理事	東京朝日新聞主筆	緒方竹虎
理事	前大阪毎日新聞社長	城戸元亮
理事	文部省實業學務局長	菊池豐三郎
理事	日清製粉株式會社長	正田貞一郎
理事	東京女子高師校長	下村壽一
理事	文部省普通學務局長	河原春作
理事	前文部省普通局長	武部欽一
理事	東大教授農學博士	那須皓
理事	宮內省御用掛 伯爵	二荒芳德
理事	中央氣象臺理學博士	藤原咲平
理事	衆議院議員	牧野良三
理事	三菱合資會社理事	三好重道
理事	農林政務次官	守屋榮夫
理事	文部省社會教育局長	山川建
理事	三井信託株式會社長	米山梅吉
監事	第一銀行副頭取	明石照男
監事	貴族院議員法學博士	岩田宙造

